

2011. 10. 27 顧問会議

## 原子力安全規制に関する組織等の改革における考え方メモ

鈴木基之

### 1. はじめに

・わが国が、原子力の利用を如何なる考え方の下に進めていくかに関しては、これまで、ただひたすらに絶対安全を信条として推進拡大を図り、事故、バックエンド、廃炉など巨大科学としての原子力の及ぼす影響に対する真摯な考慮を欠いていたこと、また種々の判断、決定が透明性を欠き、明確性を欠いていたことは明らかであり、結果として国民の信頼を失したものとなっていた。福島第一の事故は、原子力政策、行政の上でのこれらの欠陥を公に知らしむる事となった。以上に対する反省の基に、原子力利用に関する適正な管理システムを構築することが求められ、その流れで安全・規制を司る行政機関として原子力安全庁の設置が検討されていると理解する。

・単なる「推進と規制の分離」、「保安院機能の移行」という捉え方ではなく、原子力利用に際して政治・行政の真のあり方の根本を考え直すことが必要である。

・原子力に関しては、原子力推進・脱原発という二極構造の中ではなく、わが国においてどのような利用が可能かに関して、科学的な基盤の上に、また広く国際的な基準をもとに、透明性を持って国民が納得出来る合理性を持って、その利用に関する事項に関わる適正な判断に結び付けることが求められる。

・エネルギー政策との関連としては、国家政策を国民的な合意の上に定めていく仕組みがあり、これは「エネルギー環境会議」がこれに当たるものと考え、具体的な「エネルギー計画」は、原子力安全庁(安全審議会)により定められる「原子力利用の制約」と地球環境変動抑制の視点から定まる「環境制約」のもとに定められることが必要である。

### 2. 安全庁の機能

・最終的には原子力発電に依存しない国家を構築する方向へ向かうことを前提としても、新たな安全庁の果たすべき役割は、炉の管理、放射性物質の管理、非常時への対応等に関する行政システムを国民の信頼を得る形で確立し、常時改善しつつ、実行することであろう。

(1) 炉の運転に関する安全審査基準に関しては、極めて専門性が高い部分があるものの、国民の信頼を得られる基準が作り上げられるか否かが鍵となる

・常時国民の安全、安心を保障するという視点での規制(基準)の在り方を考える。構造的な基準はもとより、深層故障、巨大大事故への対応に関する予防的対処が必要となる。安全文化の重視が不可欠。

・炉の新設・設置運転に至る審査は勿論、現存する炉の運転に関する審査を新たな基準のもとに行う。

・炉を停止し、廃炉に至る過程(高レベル・低レベル廃棄物の処理を含む)を十分な管理、監視のもとに達成する方法に関し、その基準を国民的合意のもとに確立する。

(2) 自然災害・人的破壊などの非常時における安全性の確保の仕組みを徹底的に見直し、安全停止、放射性物質の環境中への放出に始まる危機管理体制の考え方を確立しておくこと。(後出)

・非常時における種々の判断基準に関しても、特に地域住民を含み国民的な合意が得られるものとする

#### (3) 安全庁における原子力・放射線情報の管理

・安全庁が発信する情報に関して、国民が真に信頼をおける仕組みの構築が求められる。如何なる情報が重要で、科学的情報と感情的情報を峻別しつつ、情動的な判断に関してもそれを質的に高めるための支援が必要である。

- ・安全庁内部の判断基準などに関する基礎情報は全て公開されていること、透明性が重要。
- ・物理的な情報に関しては、国としての継続的、また高分解能のモニタリングを行うことが必要となり、この面での体制の一本化はとくに重要である。
- ・リスクコミュニケーションを測ることも重要であり、この為の仕組みの整備も必要となる。
- ・特にこの面においては、原子力発電の立地地域、地方自治体との連携は重要であり、如何なる体制を構築するかを検討は重要である。

#### (4) 国際原子力安全研修院（仮称）

- ・原子力に関する事故への対応などは全世界的に知恵を共有していくことが求められる
- ・ENSREG、NRCなどと共通する国際標準の安全管理法を確立し研修内容とする
- ・原子力発電の安全管理に向けた研修機関を世界に開かれた国際機関として設置ことは出来ないか

#### (5) 原子力安全審議会（仮称）

- ・安全庁の為すべき重要な判断は、原子力安全審議会に委ねる。審議会の独立性と権威を保証する仕組みは、どう構築するか。
- ・審議会は少人数で構成され、委員には、原子力利用に関する専門的な知識を持ちつつ、広範な視野に立った判断が可能な人材、全くの異分野の人材、国際標準を満たす人材、国際機関との連携可能な人材等が必要とされる。
- ・審議会を国際機関とする可能性はないか。

### 3. 危機管理に関して

- ・非常時における対応は、政治主導で動くのは勿論であり、その為の成熟した政治の体制が必要である。
- ・同時に、原子力に関わる災害に関しては、安全庁において危機管理に関するガイドライン、マニュアルを含む体制の整備を図っておく必要がある（前出）。
- ・原子力災害のみではなく、多様な自然災害、都市災害が大規模に発生する可能性が増大していることを鑑み、国家的な防災体制の構築が必要ではないか。（FEMAのようなものを想定）

### 4. 人材の養成・確保—専門家の体系的な整備

- ・事故以降の流れの中で、如何に信頼できる専門家が適切に配置されていないのかが明らかとなった
- ・人材を活かすシステム上の問題、たとえば電力会社においては現場の技術者、管理者、本社における担当部門の経営者などがどのように組織化されていたのか、保安院にいる数百名の職員が十分に力を発揮できる仕組みがあったのか、原発の実情をどこまで理解できていたのか。
- ・専門的な人材をネットワーク化し、管理する仕組みが欠如していた。先ず、既存の既存人材のビジュアル化、適切登用の可能性を開くことが重要である。
- ・人材の処遇に関する十分な配慮なくしては、有能な人材は集まってこない。国全体としての人的資源の確保のためのビジョン、グランドデザインの確立が必要とされる。

以上